

平成 1 7 年 度 第 1 回
大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会
会 議 録

日 時 平成 1 7 年 5 月 1 3 日 (金)
午前 1 0 時 3 0 分

場 所

大阪市役所本庁舎 P 1 階 共通会議室

平成17年度第1回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 平成17年5月13日（金） 午前10時30分開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 P1階 共通会議室

○議 題 議第82号「大阪都市計画公園の変更について」
その他

○出席委員 21名（欠は欠席者）

会 長 村 橋 正 武

会長職務代理者 松 澤 俊 雄

委 員欠 飯 田 恭 敬

岡 村 隆

北 村 隆 一

欠 斉 藤 弥 生

志 水 英 二

欠 土 井 幸 平

中 原 茂 樹

欠 鳴 海 邦 碩

欠 原 田 宗 彦

欠 槇 村 久 子

欠 増 田 昇

欠 村 上 正 直

盛 岡 通

委 員 玉 木 信 夫

美 延 映 夫

小 南 かおる

欠 足 高 將 司

北 山 篤

大 西 宏 幸

杉 本 末 広

福 田 賢 治

加 藤 正 武

欠 松 崎 孔

小 笹 正 博

辻 義 隆

前 田 修 身

関 根 信 次

東 貴 之

○臨時委員 1名 正 木 啓 子（議第82号）

開会 午前10時35分

○幹事（川田） それでは、定刻になりましたので、平成17年度第1回大阪市都市計画審議会を開催させていただきたいと思います。

委員の皆様方には、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私、本審議会の幹事を務めております大阪市計画調整局都市計画課長の川田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

傍聴の方に申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

本日ご審議いただきます議案は、会議次第に議案として取りまとめておりますが、議第82号「大阪都市計画公園の変更について」の1議案でございます。この資料といたしまして、議第82号議案を1冊、それからその他の報告の資料といたしまして、「都市計画法の改正に伴う美観地区制度の廃止及び景観法の制定について（報告）」を机の上に置いてございます。ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、本審議会委員及び幹事の異動がございましたので、ご審議に先立ちご報告いたします。

まず、本審議会委員の異動でございますが、委員としてご在任いただいております藤田委員におかれましては、ご都合によりご辞任のお申し出がございましたので、ご後任といたしまして、今回、新たにご在任いただいております委員の方をご紹介します。財団法人大阪府都市整備推進センター理事長、元大阪大学大学院工学研究科非常勤講師の岡村委員でございます。

○岡村委員 岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（川田） 次に、本審議会幹事の異動でございますが、本年4月1日付けの人事異動によりまして、計画調整局長及び都市計画課長に異動がございまして、箕田計画調整局長及び私、都市計画課長の川田が本審議会幹事に着任いたしました。改めまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○幹事（箕田） 幹事を務めさせていただきます計画調整局長の箕田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（川田） また、本日の審議案件議第82号に関しまして、臨時委員といたしまして、大阪府建築都市部理事の正木啓子様にご出席をいただいております。

これよりご審議をお願いいたしますが、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、臨時委員を含めまして31名中19名の委員の方々がご出席されておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは村橋会長、よろしくお願いいたします。

○村橋会長 本審議会の会長を務めております村橋でございます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして大変ありがとうございます。

まず議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第8条の規定により、中原委員と杉本委員にお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また、会議が円滑に進行しますように、委員の皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議案の審議に入らせていただきます。

本日の議案は、先ほど幹事から報告がありましたように、議第82号、「大阪都市計画公園の変更について」でございます。それでは幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（北村） 本審議会の幹事を務めております計画調整局計画部長の北村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第82号の「大阪都市計画公園の変更について」ご説明申し上げます。

表紙に「議第82号」と記載をされております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。本案件は歴史公園8・5・2号難波宮跡公園の変更を行おうとするものでございます。

難波宮跡は、7世紀から8世紀にかけて前期と後期の二つの時期にほぼ同じ位置に造られた古代の宮殿跡であり、数次にわたる発掘調査の結果、大阪城公園の南にあたる中央区馬場町、法円坂一丁目一帯に宮殿の中心部分が存在していたことが分かっており、現在、およそ12.6ヘクタールが国の史跡に指定をされております。

また、この難波宮跡を歴史公園として整備するため、現在、約10ヘクタールを難波宮跡公園として都市計画決定をいたしております。

議案書の7ページをお開きください。ここに説明図がございますけれども、この説明図の中で、赤の凡例でお示しをしている区域が今回追加をしようとする区域でございます。このうち、公園の南側の赤い色の追加区域につきましては、国指定の史跡の区域の中にありまして、以前は府立大手前整肢学園が立地をしておりましたが、現在は前のス

クリーンにありますように、更地になってございます。

北側の方の追加区域でございますけれども、現在は農林会館が立地をしております、国指定の史跡の区域の外ではございますけれども、これまでの発掘調査などから難波宮の中心部付近に位置し、歴史上重要な場所であることが確認をされております。

今回の都市計画の変更に伴いまして、遺構表示など歴史公園としての一体的な整備が可能になり、市民に歴史、文化との触れ合いや快適なレクリエーションと憩いの場を提供するとともに、利便性や防災性など公園機能の向上を図ろうとするものでございます。

なお、公園面積につきましては、約 1.2ヘクタールの追加によりまして、約11.2ヘクタールとなります。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○村橋会長 ただいま幹事から、説明のありました議第82号につきまして、ご意見、ご質問を承りたいと思います。

○大西委員 一つ、二つちょっと質問をさせていただきたいと思います。

この俗にいう歴史のあるエリアというのは、本当にイメージを作るのにすごく時間かかってきたし、今後ともかかると言うんですよ。京都にしても奈良にしてもしかりなんですけども、イメージを一つ崩すと全体が崩れてきますよね。私は、以前からこの難波宮跡公園のある場所について、ちょっと問題あるのではないのかなということで、以前も申し上げさせていただいていると思うんですけども、この歴史博物館に子供たちが来るときにバスで来ます。バスで来たときに、この難波宮跡公園の場所にバスを停めるんですよ。我々地域——本当に家近いですからよく通るんですけども、すごくイメージが悪い。難波宮跡地やといっても、指定する、しないというよりも、全体が大阪市民としては難波宮のイメージがあるわけです。ですから、これは別にゆとりとみどり振興局の公園ですよという意味で、その土地をバスで使おうが何しようが関係ありませんみたいな答えも以前あったわけなんですけども、そうではなくて、イメージというのは、千金万金にも値するわけです。

そういうことをどう考えておられるのかというのを、ちょっと一回お聞かせいただきたいと思います。

○説明者（松野） ゆとりとみどり振興局文化振興課長の松野でございます。

今のご指摘ございましたバスの駐車場の件につきまして、現状についてと今後の方向

性についてお答え申し上げます。

史跡指定地内につきましては、本来、文化財保護の観点から史跡の整備等を目的といたします行為以外には、認められておりません。従いまして、当該地につきましては、本来は駐車場として使用することは認められないわけでございますけれども、今現在、整備が進行中でございますし、その間の過渡的な措置ということで、文化庁の了承をいただきまして、難波宮を訪れる市民及び外から見に来られる方のための仮駐車場といたしまして、供用している状況でございます。

現在、大阪城公園の中の城南地区の方にバスの駐車場を新たに整備いたしております。これは、平成17年、すなわち今年の秋を目途に供用開始する予定でございますので、その開始の時点で現在のバスの駐車場の機能を移転いたしますので、それまでの間、本来でしたら好ましくないことは承知しているんですけども、今しばらくの間、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○大西委員 1年以上前に、私指摘させていただいて、それから別の場所を作るということで、作っていただいているみたいなんですけども、2点について苦言申し上げさせていただきますれば、議会の指摘を受けなければ議会に対して説明しないという姿勢というのが、やっぱりだめだと思うんです。この難波宮の跡地のバスについて、議会、地元に対して説明されてるかどうかかわからないけども、認識はないですわ、はっきり申し上げて。こういう大事な場所について、文化庁が承認しようが、何しようが地元の人間が分かってなければ、やっちゃだめなんです。はっきり申し上げてね。一過性のお客さんよりもイメージを大事にしなきゃいけないという姿勢をゆとりとみどり振興局に求めなきゃいけないということです。

2点目は、この新たな場所というのは、早期にやって、一過性をもってやるのではなくて、例えば歴史博物館のところにバスの寄り所をつくって、そこで上がり降りをさせて、そしてそれをもって難波宮のバスの台数を減らしていくとか、順序を追ってやっていただかなければいけないということですよ。そこら辺をよろしく願います。

○小南委員 日本共産党の小南かおるでございます。

質問じゃないんですけども、ちょっと今回の難波宮跡公園の区域変更について、賛成の立場で一言意見を言わせていただきたいと思います。

この大阪の一大歴史ゾーンとしての難波宮跡公園と大阪城公園は「大阪市総合計画

21」では、両公園を古代から近世までの大阪の歴史を総体的に体験学習できる歴史公園として、一体的に整備すると位置づけております。

大阪が日本最古の都市であったことをアピールし、その長い歴史と伝統を市民に再認識してもらうためにも造られたこの歴史博物館からの——先日この10階から展望してきました。この10階からは大極殿や八角殿を一望することができ、遺跡に隣接している大阪城公園や難波宮跡公園の景観をサイドミュージアムという利点を最大限に利用して、夢とロマンを感じさせられました。開発優先ではなく、歴史的なもの——景観、歴史から過去を学ぶ。そのためには遺跡を守り、文化を守るのが政治の責任です。

歴史博物館で、この5月6日に、ここの学芸課の課長さんとか、学芸員の方々からいろいろなお話を伺ってきました。館内はバリアフリーですべての展示物が1.2メートルで車いす対応に設計され、子供や障害者の方に合わされておられます。ボランティアも120名の方が入れかわり立ちかわり6日間ガイドツアーをされておられます。博物館の事業で、考古学の子供体験で史跡の体験コーナーがあり、今までにも十数校が体験、参加されておられます。その子供たちの感想で、土器が見つかってうれしかったとか、将来は考古学者になりたいという、うれしい色々な感想をもらい、やりがいがあるというのを感じられたそうです。今後の大人になる若い世代に保存の仕方を身をもって知ってもらう。これは他の自治体ではできないことですし、現在も発掘調査をしている難波宮だからこそできるので、史跡と今後出会ったときに力となる、大切さがわかる、物の見方が変わってくると思っております。

また、難波宮は日本と大陸との交流を残した重要な遺跡でもあります。今年3月2日に新しく文化財保存指定区域が指定されております。今回、地域変更になったこの整肢学園も30年か40年ほど前にも遺跡の存在が確認されてるんですけども、その30年から40年、年数が経てば、研究の色々な成果とか発展性も見られると思うんです。改めて再調査することが大切であると思われまじくても、専門家や研究家の意見が尊重されることが大事だと思いますし、慎重に検討していただきたいと思います。

そして、大阪市にとっても大事なこの遺跡を市民が親しみ、憩い、歴史や文化に触れることができるように——かつてこの場所は、都市機能強化のもとで、高速道路で二つに分断にされてます。こっちの整肢学園のところと農林会館の方に道路で分断されてるんですけども、決してこういった集客や都市機能強化の名の下で、文化遺産を傷つけることのないように希望いたしまして、私の意見とさせていただきます。

○村橋会長 他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

ございませんか。それではお諮りいたします。

議第82号議案につきましては、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村橋会長 ご異議はございませんので、原案どおり可決いたします。

それではこれもちまして、本日の議案の審議は終了いたしました。

決議いただきました案件につきましては、直ちに必要な手続きをいたさせます。

正木委員、どうもありがとうございました。

続きまして、会議次第の3、「その他」につきまして幹事から報告を求めます。お願いいたします。

○幹事(北村) ご審議どうもありがとうございました。

それでは、少々お時間をちょうだいいたしまして、報告事項についてご説明をさせていただきますと思います。「その他」ということでございますけれども、「都市計画法の改正に伴う美観地区制度の廃止及び景観法の制定について」ご報告をさせていただきます。

我が国初の景観に関する総合的な法律でございます景観法が新たに制定されました。併せまして都市計画法の改正も公布されておりますので、法制度の要点や本審議会と関連する事項につきまして、ご説明をさせていただきたいと存じます。表紙に「都市計画法の改正に伴う美観地区制度の廃止及び景観法の制定について」と記載されております資料及び前のスクリーンをご覧ください。

資料の方でございますけれども、1ページ目をお開き願いたいと思います。1番目の「都市計画法の改正に伴う美観地区制度の廃止について」でございますけれども、後ほどご説明をさせていただきます景観法の制定に伴いまして、都市計画法が一部改正をされ、地域地区のうち美観地区というものが廃止をされまして、これに代わりまして景観地区というものが追加をされております。

本市の美観地区でございますけれども、昭和9年に指定されておりました、資料の2ページ目、スクリーンの方にも同じ図面をお示しいたしておりますけれども、ここにご覧のように、御堂筋の沿道や大阪駅並びに主要鉄道駅の周辺と中之島周辺や大阪城西側等が指定をされております。

今回の改正法におけます附則の第2条の規定に基づきまして、本年6月1日予定の改

正法の施行日より、従来から美観地区条例の定められていた美観地区におきましては、自動的に新たに定められました景観地区にみなされることになっておりますけれども、本市におきましては、この美観地区条例というものを定めておりませんので、本審議会の議を経ずして自動的に美観地区の指定が解除をされることになってございます。

本市におきましては、美観地区条例というものは定めておりませんが、これまでも都心部の主要幹線道路に面する建築物の美観を誘導する「建築美観誘導制度」、「御堂筋まちなみ誘導制度」、さらには平成10年に制定をいたしました「大阪市都市景観条例」などを活用して良好な景観形成を図ってまいっているところでございます。

次に資料の3ページになりますけれども、「景観法の制定」につきましてでございますが、昨年の6月に景観法が制定されまして、良好な景観形成のための規制として「景観計画」及び「景観地区」が創設されております。

4ページの方に景観法の概要、同じものを前のスクリーンにもお示しをいたしております。

まず、「景観計画」と申しますのは、景観計画の区域や良好な景観の形成に関する方針等を定めるものでございまして、建築物の建築等に対する届出や勧告による緩やかな規制によりまして、良好な景観の形成を進めようとするものでございます。本市が大阪都市計画の区域内におきまして、この景観計画を定めようとするときには、景観法第9条の規定に基づきまして、あらかじめ本審議会の意見をお聴きしなければならないというふうにされてございます。

また、併せて制定されております「景観地区」についてでございますけれども、景観地区におきましては、建築物等のデザインや色彩、高さ等の規制を都市計画に定めまして、より積極的に良好な景観の形成を図る地区ということで、それについて都市計画の決定を行うものでございます。この景観地区に関する規定は、先ほどご説明いたしました都市計画法の改正と併せまして、本年の6月1日に施行される予定でございまして、景観地区は都市計画法に基づきます地域地区の一つということになりますので、同法の第19条の規定に基づきまして、本審議会の議を経まして都市計画決定をする運びとなります。

今後の本市の景観施策につきましては、これまで実施してきております、先ほどもご紹介申し上げましたような諸制度の検証を行いますとともに、景観法に基づく景観計画や景観地区の効果的な活用につきまして、さまざまな角度から検討を行い、適宜本審議

会におきましてご議論を願いたいと考えておりますので、その節にはよろしく願いたいと思っております。

報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○村橋会長 それでは、ただいまの報告につきまして、これは本審議会の議案ではございませんが、何かご質問がございましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○北村委員 昔の美観地区が昭和9年、昭和13年に指定ということで、これ70年ほど前なわけですね。それから70年の間に美観地区が全然増えてこなかったというのは、何か理由がございますでしょうか。

○幹事（川田） 当初の美観地区につきましては、昭和9年、昭和13年に指定してございまして、その当時、大阪市内では公共施設の整備を進める中で美観地区を指定して、建築物の統制を行って都市整備の実を上げていこうというところで、将来にも重要な地区における美観の創造と、また自然風致や歴史性と一体となった美観の保持が意識されておりまして、その考え方についてはずっと継承しつつきております。

ただ一方で、都市計画法の改正におきまして、容積制度が採用された際に、一方で御堂筋での高さ制限をするべきではないかといったご議論もあったわけですが、高さの制限といった私権の制限と、元々それを配慮して容積制度を適用していくといったところで、少し議論がございまして、その方向に代わるものとしたしまして、先ほど申し上げました幹線道路におけます「建築美観誘導制度」でありますとか、「御堂筋まちなみ誘導制度」といったものを作りまして、ソフトな観点から規制、誘導を図ってきたというところでございます。

○村橋会長 ほかにいかがでしょうか。

○大西委員 思いというか要望なんですけども、先ほどもご質問があったように70年間において、改定されなかったり見直しされなかったということについて、もう一回考え直して、例えば都度こういう範囲内でやらなきゃいけないとかいって見直しを、ある程度のルールを自分らで決めていかなきゃいけないと思うんです。だから次、改定するのが50年後とかいうのであれば、はっきり言ってこのメンバー誰もいないということになってしまいますので、ある程度のルール作りをやっていかないといけないん違うかなと。

大都市をつくるときには、例えば彦根城下の景観的なものもあるでしょうけども、あれは特殊です。だけど、大阪は大阪なりの形をつくっていかないといけないし、20年、30年、50年後の都市づくりの意識を今作らなければ、将来には残していけないというこ

とでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○村橋会長 他にいかがでしょうか。ご質問ございませんでしょうか。

とくにご質問もないようでございますので、それでは、これで本日の審議会は閉会とさせていただきますと思います。

どうもありがとうございました。

閉会 午前11時05分

大阪市都市計画審議会委員 中 原 茂 樹 ⑩

大阪市都市計画審議会委員 杉 本 末 広 ⑩